⑹　入札方法　上記１⑵の物品の借入に係る賃借料及び保守料の経費の総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達は、原則入札及び書類の提出を電子入札・開札システムで行うものとするが、「紙」による提出も受け付けることとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成22・23・24年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

①　入札書の提出場所

ⓐ　電子による入札データの提出場所
下記５に示すアドレス

ⓑ　紙による入札書の提出場所
下記②に示す場所。

②　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　東修平　電話03―3580―3311　内線2137
ＦＡＸ03―5501―8097

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴②の場所において随時交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年６月４日午後４時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成22年６月３日午後５時00分までに上記３⑴②までＦＡＸにて連絡すること。

⑷　入札書の受領期限　「電子入札・開札システム」により入札及び書類の提出を行う者は、入札書類データを平成22年６月21日午後５時00分までに下記５に示すアドレスに提出すること（但し、入札書以外の書類を上記３⑴②に示す場所に「紙」により提出することは可とする。）。なお、「紙」による入札参加を希望する者は、同期限までに上記３⑴②に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑸　開札の日時及び場所　平成22年６月25日午後４時00分　外務省入札・開札室

⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴②に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房会計課調達室
佐藤　賢明　電話03―3580―3311　内線4811
ＦＡＸ03―5501―8097

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該電子データ又は書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

５　電子入札・開札システムのアドレス及び問い合わせ先
外務省電子入札・開札システム
http://www.e-procurement.mofa.go.jp/
電話03－5501－8425（受付：平日09：30～17：30）

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Rent a space for International Data Center for computer equipments, 1 unit.

⑶　Lease period : From August 1, 2010 through March 31, 2013

⑷　Delivery place : As designated in the specification.

⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C “offer of services, etc” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012.

⑹　Date and time of tender explanation meeting : 16 : 00 p.m. June 4　2010

⑺　Time-limit for tender by electronic bidding system or tenders bring with : 17 : 00 p.m. June 21, 2010

⑻　Contact point for the notice : Yoshiaki Sato, the Financial Affairs Division, Minister’s Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 4811

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年４月30日
支出負担行為担当官
福岡財務支局財務主幹　原　　博志

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　40

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び予定数量
福岡合同庁舎外３庁舎で使用する電気

ⓐ　福岡合同庁舎　契約電力1,650キロワット　予定使用電力量3,816,000キロワット時

ⓑ　佐賀第２合同庁舎　契約電力367キロワット　予定使用電力量1,038,500キロワット時

ⓒ　小倉合同庁舎　契約電力109キロワット　予定使用電力量260,300キロワット時

ⓓ　佐世保合同庁舎　契約電力231キロワット　予定使用電力量437,800キロワット時

⑶　購入件名の特質等　入札説明書による。

⑷　供給期間　平成22年８月１日から平成23年７月31日まで。

⑸　需要場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。